

河原町商店街地区地区計画

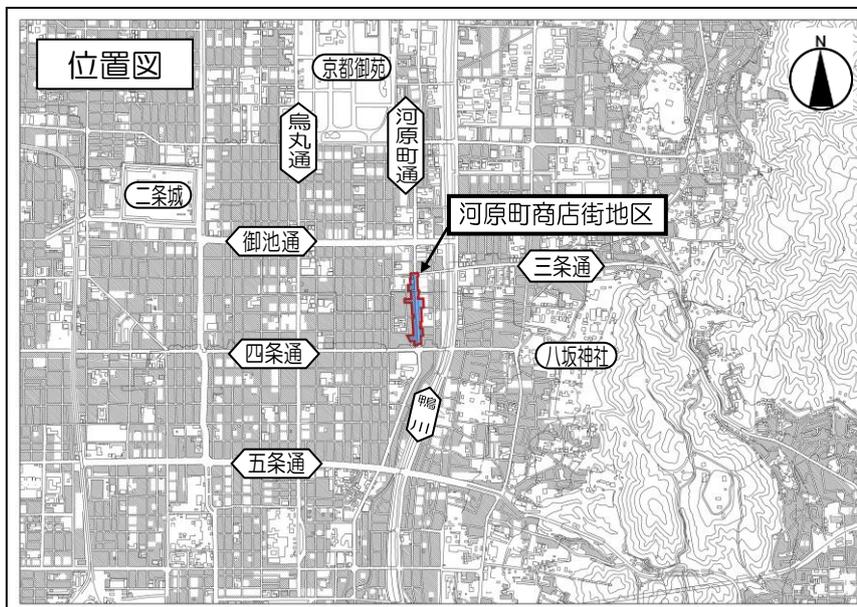
都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel.(075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上能備町488

位置：京都市中京区大黒町，山崎町，北車屋町，奈良屋町，塩屋町，下大阪町，米屋町，裏寺町及び松ヶ枝町の各一部

面積：約3.7ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区は、国際観光都市である京都を構成する一つの核として、若々しい感性に満ち、時とともに変貌し続けながら最先端の情報を発信することで、若い世代のみならず、幅広い世代に親しまれ、京都を代表する繁華街として発展してきました。

このような特性を持つ当地区において、地区計画を定めることにより、商店街を訪れる人々が快適に過ごせる場の創出と都心幹線道路沿道のにぎわいの創出を図ります。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用に関する方針

京都を代表する幹線道路沿道で、商業・業務機能の更なる充実を図るとともに、歩いて楽しい魅力ある通りの形成を図ります。

○建築物等の整備の方針

若い世代のみならず、幅広い世代に親しまれる京都を代表する繁華街において、低層階に商業・業務機能を誘導するなど、建築物等の用途を制限することにより、訪れる人々が快適に過ごせる場と更なるにぎわいの創出を図ります。

【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は建築してはならない。

(A地区、B地区共通)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業の用に供する建築物（B地区は4号を除く。）
- 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物
- 3 ナイトクラブ、ダンスホール
- 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（A地区はゲームセンターを除き、B地区はゲームセンター及びぱちんこ屋を除く。）
- 5 1階を住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにおいてはその居住の用に供する部分）の用途に供するもの。ただし、1階における居住の用に供する部分が河原町通に面していないものを除く。
- 6 1階を共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの。ただし、1階部分を共同住宅、寄宿舍又は下宿の共用の廊下、階段、昇降機その他の居住以外の部分のみに供するもので、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。
- 7 自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。）。ただし、建築物に付属する自動車車庫等で、床面積の合計が建築物の延べ面積（自動車車庫等の用途に供する部分を除く。）の合計を超えないもので、かつ、1階における自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通に面していないものを除く。
- 8 倉庫その他これに類するもの（以下「倉庫等」という。）。ただし、倉庫等で、床面積の合計が建築物の延べ面積（倉庫等の用途に供する部分を除く。）の合計を超えないもので、かつ、1階における倉庫等の用途に供する部分が河原町通に面していないものを除く。

